

仕分け委員指摘事項

番号	A-10	事務事業名	教育センター維持管理事業	担当課	指導室
----	------	-------	--------------	-----	-----

仕分け区分	仕分け理由	判定人数 (複数選択有)
1. 不要 3人	①趣旨・目的に妥当性なし	(1 人)
	指摘事項 ・代替施設を使うということの可能性を調査してはどうか。 ・相談所、研修は別の場所でも出来る。スペースの縮小は可能で、あの場所で継続しなくてもよいのでは。	
	⑤他と重複（事業の統合）	(2 人)
	指摘事項 ・学習適応教室、教育相談室の機能は必要だが、研修などは庁舎内の会議室でも行えるのではないか。 ・平成29年までの契約は、違約金を支払っても節減することが出来る。この場所でやる意味が伝わってこなかったのが不要と考える。 ・他事業との統合をお願いしたい。	
6. 東久留米市 (改善有) 1人 (1人)	②事業規模を縮小すべき	(1 人)
	指摘事項 ・教育センターの場所は移転すべきである。	
	④期限の設定	(1 人)
	指摘事項 ・施設については「改善有」。平成29年度末で契約が切れるということを見ると、もう一度あの場所でやらなければならない事業なのか見直しを望む。	
7. 東久留米市 (現行通り) (1人)	①現行通りに事業継続	(1 人)
	指摘事項 ・学習適応教室、教育相談室は拡大すべき。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセリング等相談業務の拡大は必須のものなのでやっていただきたい。	

※ 仕分け区分の（ ）の数字は、1人の仕分け市民委員から2つの判定結果が出たものです。

＜東久留米市教育センター設置の経緯＞

・センターの設置については、東久留米市長期基本計画実施計画（平成5～7年度）での施策としましたが、実現可能な計画を策定できずにいました。平成6年、市内に所在する成美教育文化会館が全面改築することとなり、所有者である財団法人豊島修練会と協議を重ね、成美教育文化会館（改修後）の一部を教育センターとして借用することを前提に施設の設計・建設を行い、20年間の賃貸借契約に至りました。

＜担当課の考え方＞

・教育的支援を必要とする子供（家庭）の数は増加すると推測され、学習適応教室・教育相談室の機能については、より一層充実していきたいと考えます。
・教員の資質・能力の向上のためには、教員の研修奨励の方途を講じていく必要があると考えます。
・センター機能を維持したまま代替施設で事業実施が可能であるかどうかは、民間の借用物件のみならず市が保有する全ての公有財産を対象としての検討が必要であると考えます。
・契約期間内における契約解除等については、所有者の理解を得ていくことが必須であると考えます。